

2025

6 月

No.614

かりや+

か

り

や



刈谷市岩が池公園「梅雨空の景色」

写真提供：渡部 修 氏

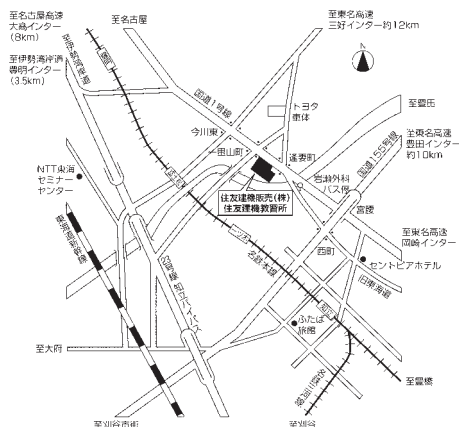
も く じ

第 98 回 全国安全週間を迎えるにあたって……………	1
令和 7 年賃金構造基本統計調査の実施についてご協力をお願いします…	9
改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法に関する 解説動画を新たに 2 つ作成しました！……………	10
愛知労働局管内死亡災害発生状況……………	11
愛知県の全産業死亡災害……………	12
労働者死傷病報告書受付状況……………	13
無災害記録証伝達式……………	13

2025 年度 第 1 回理事会が開催される……………	14
監督署だより……………	16
衣浦東部保健所コーナー……………	17
社会保険労務士が答える企業の労務管理……………	18
脱監督官の労務相談サロン……………	19
安全屋のこだわり……………	20
会員だより……………	21
お知らせ……………	22

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
6月	移動式クレーン																														
	クレーン・デリック																														
	衛生管理者																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛																														
	クレーン特別教育																														
	玉掛(B)併合																														
	高所作業車																														
	床上クレーン																														
7月	ガス溶接																														
	特別教育																														
	安全衛生教育等																														
	移動式クレーン																														
	クレーン・デリック																														
	衛生管理者																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛																														
	クレーン特別教育																														
	玉掛(B)併合																														
	高所作業車																														
	床上クレーン																														
	ガス溶接																														
	特別教育																														
	安全衛生教育等																														



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

第 98 回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

令和 7 年度の全国安全週間は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」をスローガンに、6 月 1 日～30 日を準備期間として、7 月 1 日～7 日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で 98 回目を迎えます。この間、産業安全に係る皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和 6 年の労働災害の発生状況は死亡者数 34 人（令和 5 年 35 人：－2.9%）、死傷者数（「死亡・休業 4 日以上」以下同じ。）8,147 人（令和 5 年 7,817 人：＋4.2%）となっております。愛知労働局が策定し、推進を図っている「第 14 次労働災害防止推進計画」では、「2027 年までに、死亡者数について、早期に年間 25 人を下回りさらなる減少を目指す。死傷者数について、2022 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率については、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。」という目標を掲げていますが、この目標に対し、死亡者数、死傷者数いずれについても、目標達成に向け更なる取組が必要な状況であると認識しております。

第 14 次労働災害防止推進計画では、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをもてる社会の実現に向けて、経営トップが安全衛生管理を経営課題と捉え、リスクアセスメントのプロセスを通じて安全のみならず生産性、品質、環境などの向上を一体的に管理し企業価値の向上を図る取組をしていただくことを目指しています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、愛知労働局では、令和 5 年度より「安全経営あいち[®]」を商標登録し、「安全経営あいち[®]」の拡張・深化及び定着を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を積極的に進めてまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた取組をより一層進めていただきますよう、お願い申し上げます。



令和7年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業にお

ける労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通

化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（3）業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 熱中症のおそれのある作業者を早期の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

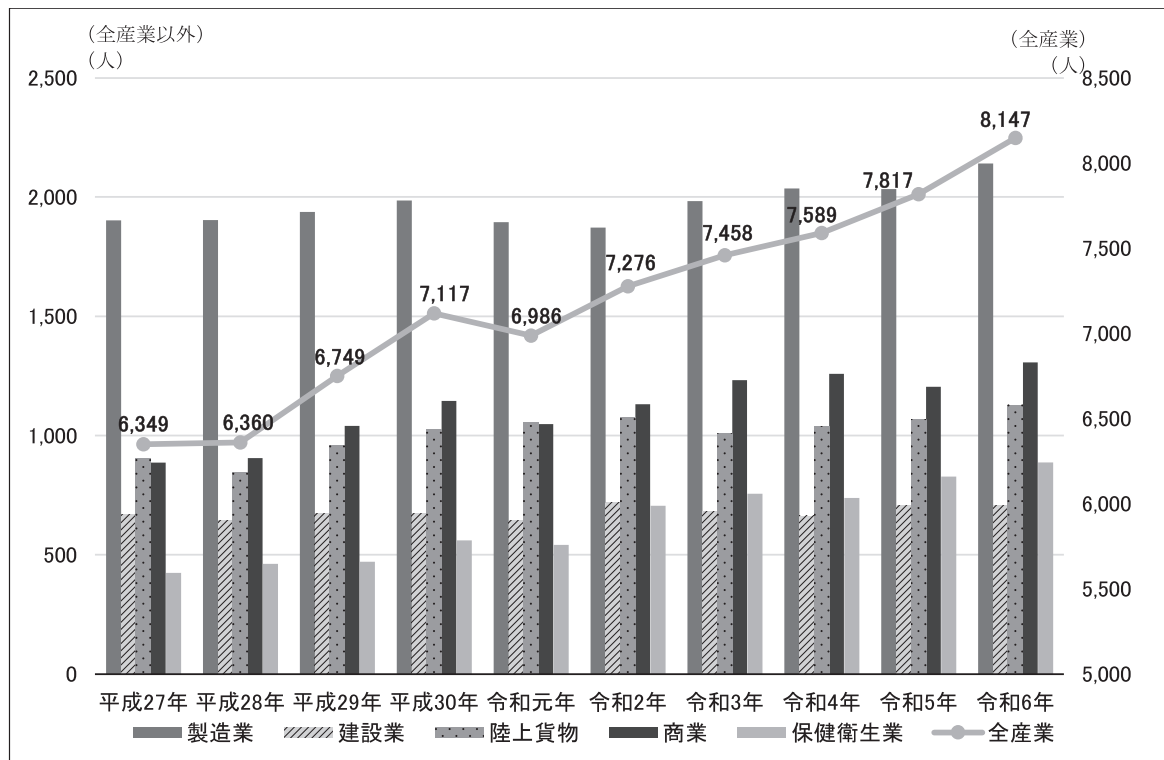
令和 6 年 愛知の労働災害発生状況

愛 知 労 働 局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和 6 年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業 4 日以上、以下同じ。）は 8,147 人で、対前年比 330 人（4.2%）の増加となり、過去 10 年間で最大となっている。

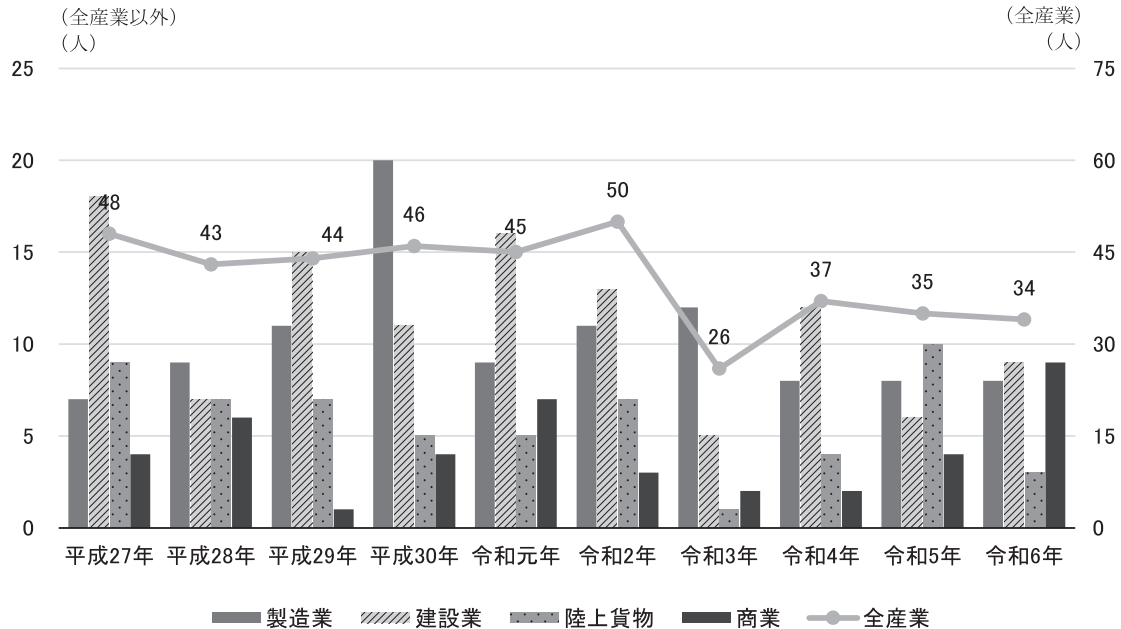
※新型コロナウイルス感染症を除く



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
製造業	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,872	1,983	2,036	2,033	2,140
建設業	668	643	674	673	645	720	681	663	708	708
陸上貨物	904	847	959	1,024	1,056	1,076	1,009	1,037	1,067	1,129
商業	886	906	1,040	1,145	1,048	1,131	1,232	1,259	1,204	1,307
保健衛生業	425	463	472	561	542	706	756	739	828	888
全産業	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,276	7,458	7,589	7,817	8,147

2 死亡災害の発生状況

令和 6 年の愛知県内における死亡者数は 34 人で、対前年比 1 人の減少となった。



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
製造業	7	9	11	20	9	11	12	8	8	8
建設業	18	7	15	11	16	13	5	12	6	9
陸上貨物	9	7	7	5	5	7	1	4	10	3
商業	4	6	1	4	7	3	2	2	4	9
全産業	48	43	44	46	45	50	26	37	35	34

2-1 死亡災害の概況

令和 6 年は、令和 5 年より 1 人の減少となった。

令和 6 年の死亡災害について、令和 5 年と業種別で比較すると、陸上貨物運送事業が 10 人から 3 人と減少したが、製造業は 8 人と昨年と同数となり、建設業が 6 人から 9 人、商業が 4 人から 9 人へ増加した。

建設業と商業（災害件数上位 2 業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和 6 年の死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」12 人、「交通事故（道路）」11 人、「はさまれ・巻き込まれ」3 人であった。

この 3 つの型で 76.5%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和 6 年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20 歳未満は 0 人、20 歳代で 1 人、30 歳代で 1 人、40 歳代で 9 人、50 歳代で 4 人、60 歳代以上で 19 人発生している。

50 歳以上の中高年齢労働者で 67.6%、60 歳以上の高年齢労働者で 55.9%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

令和 6 年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1 年未満が 1 人、1 年以上 5 年未満が 6 人、5 年以上 10 年未満が 2 人、10 年以上 15 年未満が 8 人、15 年以上 20 年未満が 5 人、20 年以上が 12 人であった。経験年数 10 年以上が 74%を占めている。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、増加傾向にあります。特に高年齢の労働者を中心に業務中の転倒による事故が増加しており、中高年齢の女性労働者の中には骨折等により長期休業になる方も増えております。リーフレット等を活用して被害の防止・軽減に取り組みましょう。
- リーフレット等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)

- 60歳以上の高年齢労働者による労働災害が近年増加傾向にあります。高齢者の就労が進む予想される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の推進をお願いします。

ガイドラインの ポイント	事業者に 求められること	● 高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策の取組
	労働者に 求められること	● 自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康作りの積極的な取組 ● 自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解すること



- 詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/age-friendly.html

外国人労働者の労働災害防止のために

- 近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者による労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止対策の内容を理解してもらうことが重要になります。

安全衛生 教育資料	● マンガでわかる働く人の安全と健康 ● 建設業に従事する外国人労働者向け教材 ● 農業に従事する外国人労働者向け教材 ● 漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材 ● 造船・船用工業に従事する外国人労働者向け教材
	（上記教材は英語、インドネシア語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語に対応）



- 安全衛生教育資料等については、厚生労働省ホームページ「外国人労働者の安全衛生対策について」から、ダウンロードしていただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

石綿ばく露防止対策を徹底しましょう

(令和2年7月1日ほか公布 改正・石綿障害予防規則等について)

- 令和2年7月から、石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、石綿障害予防規則の改正が数次にわたり行われ順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。改正点に十分留意し、石綿ばく露防止対策を徹底しましょう。

- 事前調査の必要な範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
- 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
- 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要に）
- 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に）
- 建築物・工作物・船舶の事前調査及び分析調査（知識等を有する者が実施へ）



- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html

職場における熱中症対策が強化されました（労働安全衛生規則が一部改正）

（令和 7 年 4 月 16 日公布／令和 7 年 6 月 1 日施行）

- 熱中症による死亡・重篤災害防止のため、熱中症のおそれがある場合に、迅速な対処が可能となるよう、事業者に対して以下の 1 および 2 の事項（「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係労働者への周知」）が義務付けられました。



- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際は、下記①、②の者が報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係者に周知
① 自覚症状がある者 ② おそれがある作業を見つけた者
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際は、下記①～④など、熱中症の症状悪化防止のための必要な措置に関する内容や、作業手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に周知する
① 作業から離脱 ② 身体のコールド ③ 必要に応じ医師の診察・処置を受けさせる
④ 緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地など



※ 熱中症を生ずるおそれのある作業は以下のとおりです。

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業

- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5 月から 9 月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和 6 年、愛知労働局管内では 88 件の熱中症が発生しました。熱中症の発生は WBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

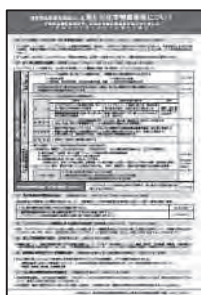


- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html

新たな化学物質管理について

（令和 4 年 2 月 24 日・5 月 31 日公布／令和 4 年 5 月 31 日等から順次施行）



- 労働安全衛生規則改正により、化学物質管理が自律的な管理へ大きく転換しています。
- 自律的な管理を行うためには、その基礎となるリスクアセスメントを適切に行うことが不可欠です。
- 「分からない」、「調べたことがない」ということが無いよう、職場で取り扱われているモノや作業の過程で発生するモノ等を漏れなく把握しましょう。
- 令和 6 年 4 月からは、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場における措置の強化等の規制が新たに適用となっています。



- 改正事項は多岐にわたりますので、愛知労働局ホームページにて詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



安全経営あいち 賛同事業場制度概要

目 的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

なお、過去に「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。



安全経営あいち®
リスクアセスメントを推進する仕組み
◀ 詳細はこちら。

令和 7 年賃金構造基本統計調査の実施についてご協力をお願いします

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も 7 月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されているものです。

調査の対象となりました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を 7 月初旬までに順次発送します。

5 ご提出の期日及び方法

ご提出の期日は 7 月 31 日です。「政府統計オンライン調査総合窓口」からオンラインで回答できますので、是非ご活用ください。

なお、調査票等に同封の返信用封筒にて愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法に関する解説動画を新たに2つ作成しました！

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法

動画で解説します！

新しい解説動画公開しました！

New!!

5分で解説！そのまま使える！
改正育児・介護休業法
令和7年10月施行対応版
▶柔軟な働き方を実現するための措置
▶個別周知・意向確認・意向調整・勧誘
―簡易版規定例とTODOリストのご紹介―

New!!

5分で解説！そのまま使える！
改正次世代育成支援対策推進法
行動計画かんたんガイド
令和7年4月1日施行対応版
―行動計画画定例のご紹介―

1回10分！
テーマ別！

ご案内編
育児編
介護編
次世代法編
柔軟な働き方編

(配信内容)
1. テーマ別動画のご案内
2. 令和7年4月1日施行～育児関係編～
3. 令和7年4月1日施行～介護関係編～
4. 令和7年4月1日施行～次世代法編～
5. 令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～
6. 令和7年10月1日施行対応版 New!!
7. 行動計画かんたんガイド New!!

この他にも随時情報掲載します。
ぜひご覧ください！
チャンネル登録をお願いします！

＜愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課＞
052-857-0312 R7.4作成

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

愛知労働局では、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、事業主のみならず改正内容への理解を深め、適切に対応していただくため、テーマ別動画を作成しております。このたび、新たに「令和7年10月1日施行対応版」、「行動計画かんたんガイド」の2つの解説動画を作成しましたので、こちらもぜひご活用ください。

また、この他にも随時情報を掲載してまいりますので、ぜひご覧ください。

両立支援等助成金（育児休業等支援コース・育休中等業務代替支援コース）のご案内

育児休業等支援コース：「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

育休中等業務代替支援コース：育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務代替整備のため、育休取得者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。

育休取得前	育休休業中	職場復帰後
育児休業等支援コース 【育休取得時】 【主な支給要件】 ・プランにより支援する方針の周知 ・育児休業前の面談、プラン作成 ・業務の棚卸・引継ぎ ※1事業主2人まで（無期・有期雇用1人ずつ） 支給額 30万円	育休中等業務代替支援コース ① 新規雇用（育児休業） （例）※6か月以上新規雇用をした場合 育児休業 業務の専門性などを考慮し、「玉突き」による代替も対象 助成金支給額：67.5万円 ※「6か月以上」に該当するケース ② 手当支給等（育児休業） （例）※業務代替手当を2～4万円にした場合 業務を代替 育児休業 他に手当支給等（短時間勤務）もあります 助成金支給額：41万円 【内訳】 業務体制整備経費5万円 手当支給額36万円（手当月額8万円×3/4×6ヵ月） 【主な支給要件】 ・育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保 ・対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで雇用継続 ・代替要員が育児休業中に業務を代替（業務を代替した期間に応じ支給額が変動） 支給額 ①新規雇用（育児休業） 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	育児休業等支援コース 【職場復帰時】 【主な支給要件】 ・職場の情報提供 ・職場復帰前の面談 ・原職等復帰 ・育児休業等支援コース ・【育休取得時】を受給していること ※1事業主2人まで（無期・有期雇用1人ずつ） 支給額 30万円 支給額 ②手当支給等（育児休業） ABの合計額（最大125万円） A.業務体制整備経費：5万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、最大12か月まで

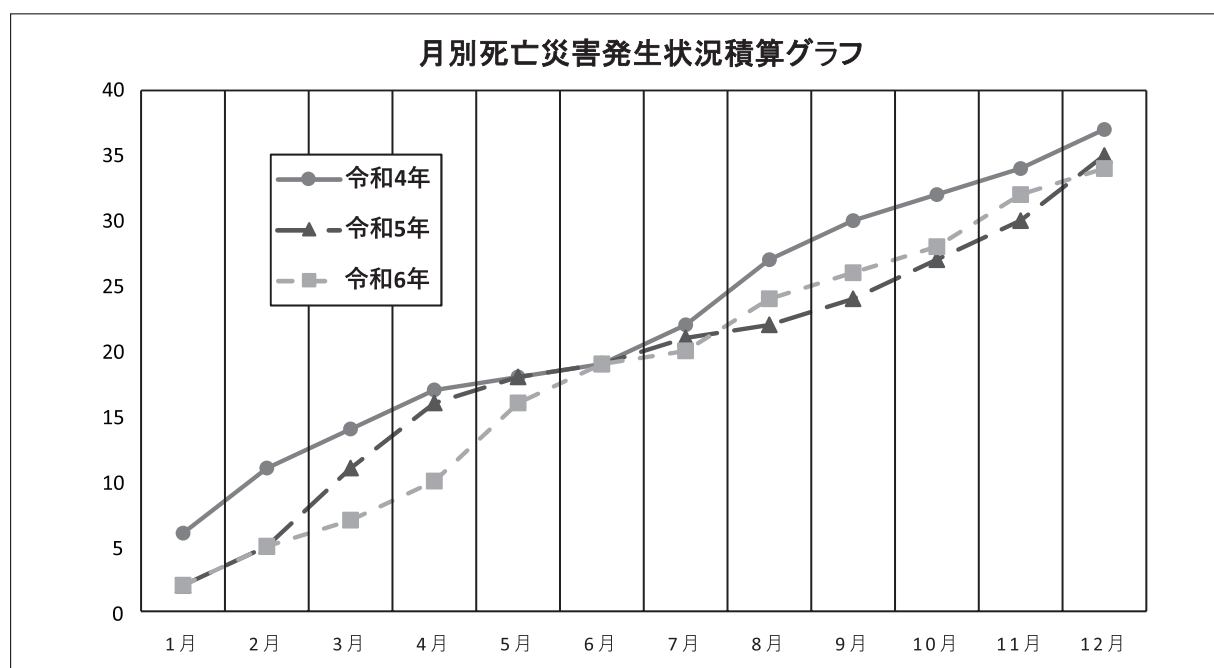
お問い合わせ先：愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 052-857-0313

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年5月12日現在の速報値）

愛 知 労 働 局

業 種	年 別	令和6年（速報値）	令和5年同時期（速報値）	令和5年確定値
製 造 業	造 業	8（1）	8	8
	食 料 品 製 造 業	1		
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	3
	金 属 製 品	1		
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	3（1）		
	そ の 他	3	5	5
建 設 業	設 業	9（2）	6（1）	6（1）
	土 木 工 事 業	2（1）		
	建 築 工 事 業	3	6（1）	6（1）
	そ の 他	4（1）		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		3（1）	10（3）	10（3）
商 業	業	9（6）	4（2）	4（2）
	卸 売 業	1	2	2
	小 売 業	7（5）	2（2）	2（2）
	そ の 他	1（1）		
清 掃 ・ と 畜 業		2	4	4
上 記 以 外 の 事 業		3（1）	3（1）	3（1）
合 計		34（11）	35（7）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



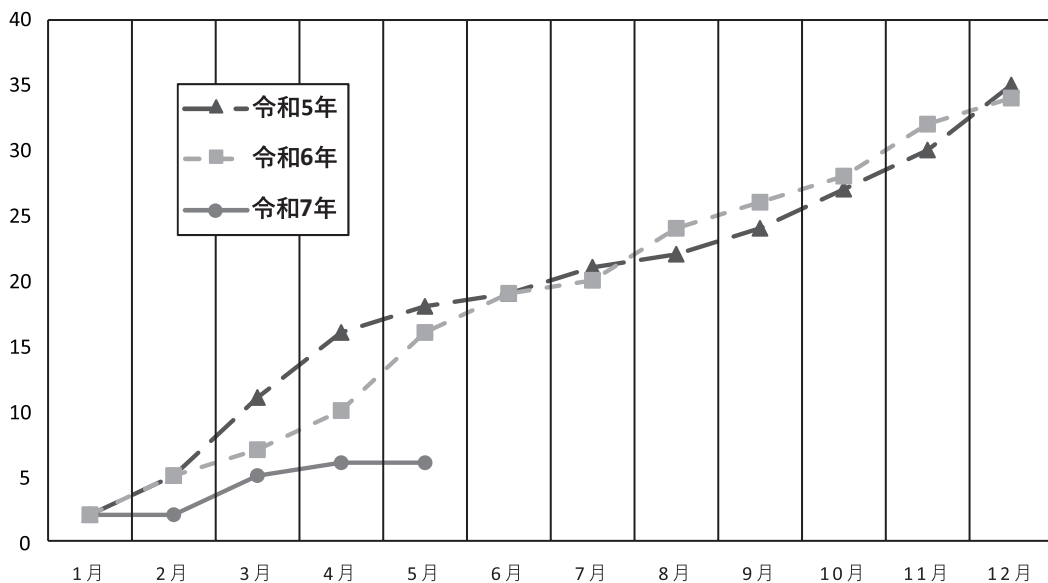
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年5月1日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和7年速報値	令和6年同時期（速報値）	令和6年暫定値
製 造 業	造 業	3	1	8（1）
	食 料 品 製 造 業			1
	化 学 工 業	1		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1		
	金 属 製 品			1
	一般・電気・輸送用	1		3（1）
	そ の 他		1	3
建 設 業	設 業	1		9（2）
	土 木 工 事 業	1		2（1）
	建 築 工 事 業			3
	そ の 他			4（1）
陸 上 貨 物 運 送 事 業			1	3（1）
商 業	業	1（1）	3（2）	9（6）
	卸 売 業			1
	小 売 業	1（1）	2（1）	7（5）
	そ の 他		1（1）	1（1）
清 掃 ・ と 畜 業			1	2
上 記 以 外 の 事 業		1	1	3（1）
合 計		6（1）	7（2）	34（11）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和7年5月1日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R7.4.7. 7:24	鉄鋼業	1000名 以上	製銑工、 製鋼工	20代	5年	激突され	クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。

令和 7 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 7 年 4 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	15		43		56		-13		建 設 業 計	2		14		10		+4	
食 料 品	6		11		14		-3		土 木			2				+2	
繊 維					1		-1		建 築	1		7		5		+2	
木材・木製品									そ の 他	1		5		5			
製紙・印刷					1		-1		交通・運輸業	3		13		15		-2	
化 学			5		3		+2		陸上貨物業					3		-3	
窯業・土石	2		4		4				港湾荷役業			1				+1	
鉄鋼・非鉄					3		-3		商 業	4		12		16		-4	
金属製品	2		7		6		+1		接客・娯楽業	2		8		5		+3	
一般機械	1		3		6		-3		清 掃 業			4		4			
電気機械					1		-1										
輸送用機械	4		13		14		-1		そ の 他	6		21		25		-4	
その他製造					3		-3		合 計	32		116		134		-18	

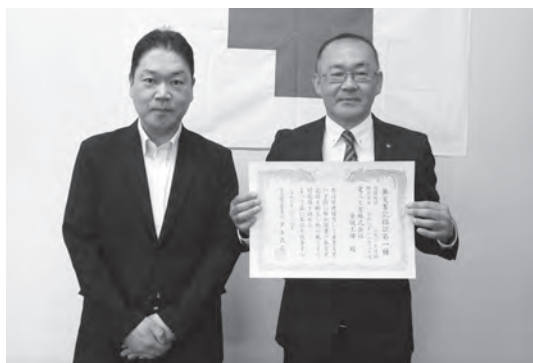
※本統計は令和 7 年 4 月末までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

愛三工業(株) 安城工場
(自動車部品・付属品製造業)
第一種無災害記録「390 万」時間達成



愛三工業(株) 安城工場
工場長 高橋 晃一様

去る令和 7 年 5 月 8 日(木)、第一種無災害記録を達成された愛三工業(株) 安城工場様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証※を伝達いたしました。

記録証を受けられました事業場におかれましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに無災害記録を更新していただきたいと思います。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。

2025 年度 第 1 回理事会が開催される

刈谷労働基準協会



新家会長

2025 年 4 月 22 日(火)シャインズにて刈谷労働基準監督署相部署長をお迎えして理事 18 名、監事 1 名出席のもと、2025 年度第 1 回理事会が開催されました。

新家会長の挨拶と議長の下、下記内容の審議が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

審議事項等の後、相部署長より令和 7 年度愛知労働局の行政運営方針についての講話があり、特に労働基準行政に係る取り組み内容と、職場における熱中症対策の強化について（R7.6.1 改正労働安全衛生規則の施工）説明されました。



相部署長

- 1) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進
- 2) 年次有給休暇の取得率、ハラスメントの防止、長時間労働の抑制
- 3) 脳・心臓疾患の労災請求状況、精神障害等の労災請求状況

審議事項

- 議案 1. 2024 年度事業報告ならびに収支決算報告について
- 議案 2. 任期満了に伴う役員改選案について



企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8:30～17:30（祝日等は除く）
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



事業主の皆さまへ

公表はお済みですか？

男性労働者の育児休業取得率等
公表が義務化されています。

対象企業が拡大しました。

令和7(2025)年4月から 育児・介護休業法の改正により、
従業員数が **1,000人→300人** を超える企業の事業主は
男性労働者の育児休業等の取得状況を**年1回**公表してください。

※従業員数は、以下に該当する「常時雇用する労働者」の数となります。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表方法

一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。

自社ホームページ等のほか、厚生労働省が運営する
ウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト
両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



公表期限

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、**おおむね3か月以内**に公表します。

< 事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安 >

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7(2025)年6月末	9月	令和7(2025)年12月末
4月	令和7(2025)年7月末	10月	令和8(2026)年1月末
5月	令和7(2025)年8月末	11月	令和8(2026)年2月末
6月	令和7(2025)年9月末	12月	令和8(2026)年3月末
7月	令和7(2025)年10月末	1月	令和8(2026)年4月末
8月	令和7(2025)年11月末	2月	令和8(2026)年5月末

公表内容や方法の
詳細はこちらから



【お問い合わせ】 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

TEL 052-857-0312

職場における熱中症対策にかかる労働安全衛生規則の改正について

刈谷労働基準監督署

令和7年6月1日より、職場における熱中症対策にかかる改正労働安全衛生規則が施行されます。職場における熱中症については、従来その対策の実施をお願いしているところではありますが、熱中症が死亡労働災害に至るケースには、

①体調不良者発見時に対応の遅れ、症状が重篤化した状態での発見

②体調不良者発見時の対応の不備（医療機関に搬送しない等）

という状況が認められる傾向があります。

このため、従来の熱中症予防対策に加え、今回の改正により、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。具体的には、作業中などに体調が悪い人、あるいは体調が悪そうな人を見つけた人が、それを報告するための体制整備を行うことと、整備した内容を関係する作業者に周知することが求められています。

また、熱中症のおそれがある労働者を把握した際に、症状の重篤化を防ぐために必要な措置の実施手順や、事業場内での緊急連絡網、緊急搬送先となる医療機関の連絡先や所在地なども周知しておくことが求められるようになります。

今年も暑い夏が予想されます。改正法への対応を含め、万全の熱中症予防対策をお願いいたします。

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



見つける

(例) 作業員の様子がおかしい...



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで作業者を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

その他、職場における熱中症関連情報については、
こちらのホームページをご参照ください。

〈厚生労働省 熱中症予防のための資料・情報サイト〉

— 16 —

健康診断 から 健康づくり をはじめましょう

事業所は、従業員に対して 健康診断（※労働安全衛生法第 66 条に基づく）を実施する 義務 があります。

従業員の健康診断の結果を確認し、結果に異常があれば、医師の意見を聞くなどし、適切に対応しなければなりません。



※詳しくは、愛知労働局作成リーフレット

「労働者の健康確保と健康保持増進のために～労働者の心身の健康確保のための総合対策～」を参考にしてください。

愛知労働局HP（愛知労働局 > 事例・統計情報 > 安全衛生関係 > 「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」）からリーフレットをダウンロードできます。

労働者の心身の健康確保のための総合的政策

＜健康診断を受診するための手続き＞

健診医療機関に直接連絡する必要があります。お近くのクリニックや総合病院、医師会などに相談してみましょう。医療機関には「労働安全衛生法による健康診断の件」と相談するか、健診の項目を伝えましょう。

（健診の項目は「労働安全衛生法 健康診断項目」等でweb 検索できます）

※協会けんぽに加入している場合は、協会けんぽの健診案内を確認しましょう。

※事業所が商工会議所会員の場合は、商工会議所にて健康診断を受けられる機会があるか確認してみましょう。

＜お住まいの市の 特定健診・各種がん検診等・健康に関する窓口＞

※健診内容・対象等は、各市窓口の QR コードから、ご確認ください。

※各市特定健診については、対象は 各市国民健康保険加入者（40 歳から 74 歳）です。

碧南市 在住	碧南市保健センター 0 5 6 6 - 4 8 - 3 7 5 1		刈谷市 在住	刈谷市保健センター 0 5 6 6 - 2 3 - 9 5 5 9	
安城市 在住	安城市保健センター 0 5 6 6 - 7 6 - 1 1 3 3	がん検診の詳細はこちら↓ 各健診の詳細はこちら↓   安城市がん検診 安城市健康診査			
知立市 在住	知立市健康増進課 0 5 6 6 - 8 2 - 8 2 1 1		高浜市 在住	高浜市健康推進グループ （いきいき広場） 0 5 6 6 - 9 5 - 9 5 5 8	

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

新美智美



**ハラスメント教育のマイ
ナス面とその対策について**

◎パワハラの定義に問題あり?!

「パワハラと指導の線引きが出来るような教育を実施したい」

これは、多くの教育担当者が持つ思いであろう。しかし、現実にはなかなか難しい。筆者はその一因がパワハラの定義にあると考えている。パワハラの定義はご存知の通り、
①優越的な関係を背景とした言動であつて、
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
③雇用する労働者の就業環境が害されるものである。

指針では②の判断に当たり「様々な要素(当該言動の目的・態様・頻

度・継続性、経緯や状況、他7項目)を総合的に考慮することが適当」と言

っている。これは、適切な判定を行うためには重要な基準であるが、管理職が指導をする前にいちいちこれらの要素を意識して言い方を考えるのは現実的ではない。また、
③の判断については「平均的な労働者の感じ方」を基準とするところがあるが、今から行う指導について、平均的な労働者はどう感じるかを知ることが難しい。つまり、パワハラの定義は個人での判断が難しく、予防には使いづらいのである。

◎厳しすぎるパワハラ教育はやぶ医者の手術と

同じ

それでは、どうしたら良いであろうか。判断が難しいのであれば、グリーゾーンも含めて全てパワハラだと教育する方法もある。この方法は、極端な例えであるが、胃にがんが見つかった時、正



確な部位や範囲がわからないので胃を全部摘出することに似ている。確かにがん細胞を取り除くという目的においては確実な方法かもしれないが、患者のQOLは著しく低下する。同様に、グリーゾーンも含めてパワハラ

だと伝える教育は、パワハラ防止には有効かもしれない。しかし、管理職が加害者になることを恐れ、必要な指導やコミュニケーションを躊躇するという悪影響を生む恐れがある。もちろん、明確なパワハラについては、

厳しく禁止し、発生時には懲戒等の処分を行うことが必要である。しかし、グリーゾーンについては、禁止型の教育ではなく、効果的な指導法を教える教育の方が委縮を生まざらずハラスメントを防止できると考える。

◎中小企業こそ充実した指導力向上教育を!

効果的な指導法を教える教育は、管理職昇進前からメンター研修、コーチング研修、リーダーシップ研修、チームビルディング研修などのかたち

で計画的に行う必要がある。時間はかかるが、その効果はハラスメント防止だけではない。今は、少子高齢化が進み、若くて優秀な人材を確保することは非常に困難な状況である。そのため、いかに人材を成長させるかという「育成力」が企業の生き残りのカギになっている。大企業は、採用活動でも有利な上、教育体系も充実しており育成力を伸ばす機会が多い。そのため、中小企業こそ、将来の発展のために充実した指導力向上教育が必要だと考える。

(株)教育デザインラボ・フロリッシュ社労士事務所代表、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員、特定社会保険労務士、公認心理師)

イラスト・伊藤香澄

第3話 ～年次有給休暇（年休）～

相談者 製造業人事部長 

 「私は、製造業の人事部長です。『使用者の時季指定による年5日の年休付与』（以下、年5日の年休付与）が義務付けられましたが、なぜ、時間単位年休は、年5日の年休付与の対象外になるのですか？」

 「年5日の年休付与は、労働基準法（以下、労基法）第39条第7項に基づき、『第39条第1項から第3項までの年休のうち5日については、基準日（年休を付与した日）から1年以内に与えなければならない』と規定されています。第1項から第3項までの年休とは、1日単位の年休です。一方、時間単位年休は第4項の年休で、対象から除外されています。」

 「労基法で、なぜ、時間単位年休は、年5日の年休付与の対象から除外されたのですか？」

 「年休は、原則として、1日単位で付与するもので暦日の休暇です。例えば、日勤者の勤務が時間外労働によって翌日の午前まで及んだ場合には、当該翌日が年休の取得日だったとしても、すでに勤務していることから、年休を与えたことになりません。労働者の休養、心身のリフレッシュを図ることを目的として、年5日の年休付与が法制化され、その趣旨等から時間単位年休は除外されました。」

 「半日単位の年休は、年5日の年休付与の対象になりますが、例えば、時間単位年休を4時間取得しても、年5日の年休付与の対象にならないのは、どうしてですか？」

 「半日単位の年休は、労働者が半日単位の年休を希望し、会社がそれを認めた場合に運用することができる制度です。労基法の1日単位の年休と同じ第1項から第3項までの年休となり、年5日の年休付与の対象になります。また、半日単位の年休の場合には、正午を境に半日にする、所定労働時間の半分を境に半日にする等、労使で決めた分割単位で年休を取得する制度です。そのため、午前と午後を境に半日と決めた場合には、午後から半日単位の年休を予定していた労働者の午前の勤務が午後の時間帯に及んだ場合には、午後から半日単位の年休を与えたことにはなりません。」

 「それは時間単位年休で4時間取得した場合も、同じではないですか？」

 「時間単位年休は、所定労働時間の時間内で、1時間以上の単位で与える制度となります。そのため、労働日のうち一部の時間帯に労働しているかどうかに関わらず、所定労働時間の時間帯に、時間単位で年休を取得することが可能な制度です。半日単位の年休は、『半日相当の休暇』に対して、時間単位年休で4時間取得した場合は、『4時間の休暇』となり、仕事から解放される時間の長さが異なります。」

 「弊社には、時間単位年休しか取得しない労働者がいます。どのような労務管理が必要ですか？」

 「年に10日以上年休が付与される労働者に対して、年5日の年休付与が義務付けられました。時間単位年休は、合計で年5日が限度となります。年に10日の年休が付与される労働者であれば、時間単位年休で5日取得した場合、それ以外の5日の年休については、基準日から1年以内に使用者から時季を指定する等により、1日単位の年休を取得させる必要があります。」

 「年休の時季指定や時季変更権等、なぜ、時期でなく時季という言葉を使用するのですか？」

 「年休は、一定の季節に相当する長さや、まとまった日数の休暇を想定して、時季を使用しています。ILO132号条約では2週間の年休の連続取得を推進しています。しかし、日本は批准しておらず、現在、法改正に向け労働政策審議会では、中長期的な検討が必要とされています。まとまった日数の年休を取得できる労働環境の整備をお願いします。」

（労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信）

労働安全衛生コンサルタント 嶋田 靖文

職場の中にはいろいろな危険があります。危険源×人がどのように関わるか、徹底的に調べていきますが、見逃しや、「え！そんなことが起きるのか」という事例に遭遇します。

皆さんもそのような見逃しが無いように危険源とのかかわりを徹底的に洗い出しましょう

(事例) 添えロープ（クレーン）で金型部品を肉盛り修正中、クレーン側に電流が流れた

(場所) 金型製造工場

(作業の状況)

金型の肉盛り修正を行うため、金型部品を作業台上に置き、転倒防止のため金型のアイボルトにワイヤーロープを掛け、クレーンフックにかけた状態でアーク溶接をおこなっていた。

(何が起きたか)

アーク溶接の電流がクレーンのワイヤーロープを通り、クレーン本体側に流れ、クレーンの電気配線を焼いてしまう事態が発生。

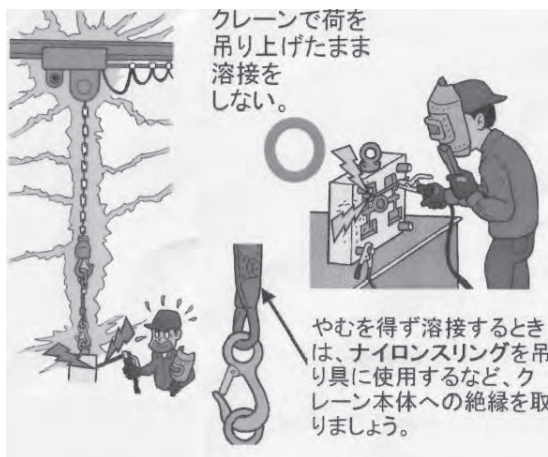
復旧も大変だが、万が一誤動作などの重大な危険になる恐れもあった。

(原因)

クレーンに導電性のワイヤーロープを掛けたため電流がワイヤーロープを流れ、クレーン本体へ流れていき、クレーン本体の電気配線を焼く事態となった。アース端子接続不良

(対策)

- ・ クレーンで荷を吊り上げた状態でアーク溶接をしない
- ・ やむを得ず安全上、添えロープを掛け溶接するときはナイロンスリングなど絶縁性のあるものを使用する
- ・ 溶接機のアース端子を確実に溶接物に接続（クランプする）



皆さんの職場でこのような異常事態が起きないように、徹底的に職場を調べ、もしこうしたらこうなるかもしれない、だから安全のためこうする。と職場の皆さん全員が理解し安全な行動がとれるようにしていきましょう。

ご安全に

会員だより

知立支部

《会社概要》

企 業 名：有限会社スギクリエイトビュー

所 在 地：知立市東上重原4丁目63番地

T E L：(0566) 85-2240

F A X：(0566) 85-2250

HPアドレス：<http://www.85-2240.com>

創 業：平成8年9月25日

代 表 者：代表取締役 杉原 透恭



《事業案内》

弊社は、「地域密着！」をモットーに、不動産事業を営み、おかげさまで創業30年を迎えます。

地元・知立を中心に、アパート・店舗・事務所・ガレージ・駐車場などの土地活用をはじめ、土地・建物のご売却・ご購入のサポートも行っております。

地域の皆様のご支援により、今日まで事業を続けることができました。今後も感謝の気持ちを忘れず、「この地域に住みたい」と思っただけの魅力あるまちづくりを目指し、地域に根ざした不動産総合会社として務めてまいります。

また、地域貢献の一環として、知立市を拠点とするサッカーチーム「ワイヴァン」のメインスポンサーとしても活動をしています。「知立からJリーグへ」を合言葉に、地域全体が元気になるような取り組みにも力を入れています。

スギクリエイトビュー（SUGI CREAT VIEW）の意味および業務内容

SUGI（スギハラが） CREAT（創る） VIEW（この地域の街づくりを）

- ①賃貸事業部門：アパート・店舗・事務所・倉庫・ガレージなどの賃貸管理・および仲介業務
- ②売買事業部門：不動産の売買仲介・買取再販・資産運用サポート
- ③アパート・店舗・病院・倉庫・工場・社宅などの誘致および企画開発・提案業務



お知らせ

2025 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 7月4日 (実) 7月5・6・12日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
	プレス機械作業主任者	8月19・20日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	有機溶剤作業主任者	7月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		8月5・6日			
	金属アーク溶接等 作業主任者限定	7月14日	あいち産業科学技術総合センター	11,000 円	
	特化物・四アルキル 鉛等作業主任者	7月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		8月28・29日			
特 別 教 育	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	7月14・15・16日 7月14・15・17日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
	石綿作業主任者	7月7・8日	あいち産業科学技術総合センター	13,750 円	
	機械研削といし	(学) 7月24日 (実) 8月1日	あいち産業科学技術総合センター	13,750 円	17,050 円
	アーク溶接	(学) 8月21・22日 (実) 8月23日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210 円	26,510 円
	粉じん	8月25日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低圧電気 (実技7H含む)	7月22・23日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円
		8月19・20日			
そ の 他	フルハーネス型 墜落制止用器具	7月18日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
	産業用ロボット	(学) 8月21・22日 (実) 8月23日 or 25日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円
	テールゲートリフター	(学) 7月4日 (実) 7月5日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 弘伸運輸 小垣江営業所	13,090 円	16,390 円
	工作物石綿事前調査者	7月30・31日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,280 円
	安全管理者選任時	7月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	職長教育（製造業）	7月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
		8月26・27日			
	職長教育（建設業）	7月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	保護具着用管理責任者	8月6日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
	フォークリフト 運転業務従事者	7月18日	あいち産業科学技術総合センター	8,635 円	11,935 円
そ の 他	有機溶剤従事者	7月9日	あいち産業科学技術総合センター	8,030 円	11,330 円
	騒音障害防止 対策の管理者	7月24日	あいち産業科学技術総合センター	8,690 円	11,990 円
	衛生管理 者	8月27・28日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円
	受験準備勉強会				

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	6月	7月	8月	会費(単位:円)		会場
						会 員	非会員	
総合講座 労働法令	1. 労働実務基礎講習（半日）		10	15	6	無	料	名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）		18		27	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）		11 25	9 23		全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）					無	料	名北労働基準協会他
労働問題 セミナー	1. 令和7年度の労働の動向を聴くセミナー		16			無	料	名古屋能楽堂
	2. 2024年問題対応セミナー		16	14		無	料	名北労働基準協会
	3. リスクアセスメントから企業の安全配慮義務違反を考えるセミナー			31		6,900	9,130	ウインクあいち
	4. 基礎から学ぶ情報通信トラブル防止セミナー				29	6,900	9,130	ウインクあいち
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育			11		7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育			24		8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. ダイオキシソシソ類特別教育			16		7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修	 1~3	23			6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修			22				
	3. 人事考課者研修							
	4. ハラスメント防止研修				19			
	5. ハラスメント相談担当者研修		24					
	6. アンガーマネジメント研修							
	7. アサーティブ研修			1				

（県下各協会合同開催）

中災防主催講習会

（刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます）

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	7月31日	あいち産業科学技術総合センター	17,820円	19,800円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科（日）	実 技（日）			
技能講習	乾燥設備作業主任者	7月2・3日		ポ ー ラ ビ ル		13,450円
	ガス溶接	7月18日	7月26日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
	はい作業主任者	7月28・29日		ポ ー ラ ビ ル		12,895円
	鉛作業主任者	7月17・18日		ポ ー ラ ビ ル		13,170円
特別教育	石綿作業従事者	7月31日		ポ ー ラ ビ ル		会員 6,749円 非会員 8,249円
その他	局所排気装置自主検査者	7月28・29日	7月30日	SDG中日本テクニカルセンター	SDG中日本テクニカルセンター	会員 58,500円 非会員 63,000円

安 全 緑 十 字

年
 月

			1	2	3		
			4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
			28	29	30		
			31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



MetLife

メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング

外国人労働者・技術者派遣事業

特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□ 初動対応

□ 避難生活対応

□ 保管場所



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポート

M ミドリ安全株式会社
刈谷支店 / 愛知県刈谷市牛田 1-59 〒472-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町 1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定 期 刊 行 誌》

● 単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211) 2073

印編 一 発
刷集 般 社
所人 団 行
所 法 所

(株)刈谷市労働基準協会
刈谷市高松町一丁目二九番地
電話 〇五二六八二一八五三
〇五二六八二一八五三
定価 一五〇円